DAISAN®



各 位

平成26年6月3日

会社名 株式会社ダイサン

代表者名 代表取締役社長 三浦 基和

(コード: 4750、東証第二部) 問合せ先 経営企画室 室長 多留 健二

(TEL. 06-6243-6341)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成26年7月10日開催の第40期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することについて決議致しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるように変更すると共に、経営責任を明確にし、経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制を確立するために、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。

これに伴い、条文の新設および削除に伴う条数の変更等、所要の変更行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次項以下の新旧対比表の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)平成 26 年 7 月 10 日(木曜日)定款変更の効力発生日(予定)平成 26 年 7 月 10 日(木曜日)

玛	 見 行	定	 款	7		更	案
(任期)	<u> </u>	, <u> </u>		(任期)	~		/K
	当会社の取締役の)任期は、	選任後2年以内	(1		との任期は、	選任後1年以内
	に終了する事業年月				に終了する事業		
する定時株主総会の終結の時までとする。				する定時株主総会の終結の時までとする。			
2. 補欠または増員として選任された取締役の					,		, 0. 1 2 / 20
任期は、他の在任取締役の任期の満了する時					(肖山	除)	
までとする。					(113	154.0	
-		省略)		第22条	~第42条 (現行	うどおり)	
	(新 設)			(剰余金の配当等の決定機関)			
			第43条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第				
			1項各号に定める事項については法令に別				
			段の定めのある場合を除き、株主総会の決議				
			によらず取締役会の決議により定める。				
(剰余金の配当の基準日)				(剰余金の配当の基準日)			
第 <u>43</u> 条	第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年		1は、毎年4月20	第 <u>44</u> 条	(現行	どおり)	
	日とする。						
(新 設)			2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年10月20				
				<u> 日とする。</u>			
2.	前項のほか、基準	生日を定め	て剰余金の配当	3.	前2項のほか、	基準日を対	どめて剰余金
をすることができる。			の配当をすることができる。				
(中間配当)				(削 除)			
<u>第44条</u>	当会社は取締役会	ぐの決議に	こよって、毎年10				
	月20日を基準日と1	して中間	配当をすること				
<u> </u>	ができる。_						

以上